

行催事の共催等に関する取扱要綱

(令和 6 年 3 月 14 日制定)

改正 令和 7 年 5 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団（以下「事業団」という。）に対し、申請される行催事の共催、協賛、後援（以下「共催等」という。）に関する承認等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 行催事の企画又は運営に参加することをいう。
- (2) 協賛 行催事の企画又は運営に直接参画しないが、その趣旨に賛同し、その経費等の一部を支出することをいう。
- (3) 後援 行催事の趣旨に賛同し、事業団の名義の使用を認めることをいう。

(承認の基準)

第 3 条 理事長は、公共性又は公益性を有し、県民の保健及び医療の向上並びに福祉の増進に寄与すると認められる行催事について、共催等の承認の申請があった場合には、これを承認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する行催事については、この限りではない。

- (1) 個人の行うもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの
- (3) 営利を主たる目的とするもの
- (4) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (5) その他理事長が不相当と認めるもの

(申請の手続き)

第 4 条 共催等の承認申請をしようとするものは、承認申請書（様式第 1 号）を共催等名義の使用を希望する日（広報等を開始する日）の 14 日前までに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、次の各号に掲げる書類のうち、審査に必要なものを承認申請書に添付させることができる。

- (1) 申請者の概要に関する資料（会社概要、定款等）
- (2) 行催事の概要に関する書類（実施要領、事業計画書等）及び予算書

(3) その他理事長が必要と認める書類

(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団

(審査及び決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請を受理したときは、第3条の基準に基づいて当該申請にかかる内容を審査し、承認の可否を決定しなければならない。

2 理事長は、審査にあたり必要な調査等を行うことができるものとする。

(承認書の交付)

第6条 理事長は、共催等の承認をしたときは、当該申請書に対して承認通知書(様式第2号)を交付するものとする。この場合において、特に必要があると認められるときは、理事長は、条件を付することができる。審査の結果、不承認と認めたときは、当該申請書に対して不承認通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(共催等の名義)

第7条 行催事の共催等の名義は、(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団とする。

(共催等名義使用の取り消し)

第8条 理事長は、第5条に定める承認の決定後においても次の各号のいずれかに該当した場合は、共催等の名義の使用を取り消すことができる。申請者に取消書(様式第4号)を交付するものとする。以後その関係団体等が行う行催事に係る共催等を承認しないことができる。

(1) 虚偽の申請により承認を受けたとき

(2) 第3条各号に該当すると認められたとき

(3) 承認の条件に違反したとき

(4) その他共催等にふさわしくないと認められる行為があったとき

2 前項の場合において、主催者に損害が生じても、事業団はその責めを負わない。

(実施結果報告書の提出)

第9条 理事長は、共催等の承認した行催事のうち必要があると認めるものについては、実施結果報告書(様式第5号)の提出を求めることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。